

小樽市行政情報システム（財務会計・人事給与等）

構築業務委託公募型企画競争説明書

1. 調達目的

本市で現在稼働している行政情報システム（財務会計・人事給与等）は令和9年9月末にサービス利用契約が満了となる。

このことから本件は、新たな行政情報システム（財務会計・人事給与等）に本市が利用することができる環境を構築し、また本市が有する既存の行政情報システム（財務会計・人事給与等）内のデータを移行させ、システムを稼働させることを担える事業者を公募型企画競争にて選定するものである。

本企画競争参加者は、以下の要件を確認の上、参加申込み及び提案を行うこと。

2. 調達内容

(1) 名称

小樽市行政情報システム（財務会計・人事給与等）構築業務委託

(2) 役務の内容等

調達する役務の具体的内容は「小樽市行政情報システム（財務会計・人事給与等）構築業務委託仕様書」（以下「仕様書」という）に基づく。

(3) 納期（履行期間）

契約日から令和9年9月30日まで

(4) 納入場所（履行場所）

仕様書に基づく。

(5) 契約上限額 118,766 千円（税込）

令和8年度	令和9年度	合計
0 千円	118,766 千円	118,766 千円

3. スケジュール（予定）

公募開始	令和8年 9月 2日（水）
質問受付期限	令和8年 9月24日（木）午後5時まで
質問への回答	令和8年 9月30日（水）午後5時までに回答
参加申込書提出期限	令和8年10月 5日（月）午後5時まで
ヒアリング審査	令和8年10月末頃
選考結果通知	令和8年11月 6日（金）午後5時まで

4. 質問及び回答

委託業務に係る質問事項がある場合は、必ず受付期間内に次のとおり所定の質問書（様式第1号）を提出すること。なお、電話や窓口訪問による口頭での質問、受付期間を過ぎて提出された質問については一切受け付けないものとする。

(1) 質問受付期限

令和8年9月24日（木）午後5時

(2) 質問提出方法

質問書を下記アドレス宛の電子メールに添付し提出すること。

digital-suisin@city.otaru.lg.jp

メールタイトルを「小樽市行政情報システム（財務会計・人事給与等）構築業務委託に係る質問（法人名）」とすること。

(3) 質問の回答

提出された質問事項と回答については、令和8年9月30日（水）午後5時までに質問者へ電子メールで回答するとともに、小樽市ホームページに掲載する。

5. 企画競争に参加する者に必要な資格

次の(1)から(9)のすべてに該当する者とする。

- (1) 令和8年度小樽市物品購入等の指名競争参加資格者名簿の「役務（委託）」における「04 通信サービス・ソフトウェア開発」のうち「02 ソフトウェアの受注作成サービス」及び「03 受注ソフトウェアに係る保守・運営サービス」に登録された者であること。

- (2) 本業務の実施予定組織・部門がISO9001の認証を取得していること。

- (3) 本業務の実施予定組織・部門がISO/IEC27001、JIS Q 27001又はプライバシーマーク制度の認証によるプライバシーマーク使用許諾を受けていること。

- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次に掲げるものに該当しない者であること。

ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に規定する更生手続の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生計画認可の決定がされていない者であること。

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生手続の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可の決定がされていない者であること。

- (5) 本市若しくは他自治体において、行政情報システム（財務会計・人事給与等）の導入若しくは運用保守の実績を有すること。

- (6) 導入システム及び対象業務に係る深い知見を有する技術者等、十分な業務遂行能力及び適切な執行体制を有し、本市の指示及び相談に対し柔軟に対応できること。

- (7) 応募書類提出期限において、直近1年間の法人税、消費税及び地方消費税、市区町村税の滞納がないこと。

- (8) 応募書類提出期限において、小樽市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

- (9) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下同じ。））又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。

- (10) 本市では本業務完了後、導入システムの利用及び保守契約を別途契約する想定である。本業務の提案に当たっては、稼働後の利用及び保守の対応を担うことができる者である

こと。

6. 企画競争の参加申込み方法

(1) 参加申込書の提出期限

令和8年10月5日（月）午後5時

(2) 企画競争参加申込書の提出方法

持参、郵送により提出すること。持参の場合は土・日曜日、祝日を除く日の午前9時から午後5時までに持参することとし、郵送の場合は(1)の期間内必着とする。

(3) 提出先

〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号（小樽市消防庁舎5階）
小樽市総合政策部デジタル推進室

(4) 提出書類

- ア 企画競争参加申込書（様式2）
- イ 企画競争参加資格適合証明書（様式3）
- ウ 企画提案書（様式4）
- エ 見積書（任意様式）
- オ ISO9001の認証を取得している証明書の写し
- カ ISO/IEC27001、JIS Q 27001 又はプライバシーマーク制度の認証によるプライバシーマークを取得している証明書の写し
- キ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- ク 「法人税」及び「消費税及び地方消費税」に係る納税証明書
- ケ 市区町村税に滞納がないことの証明書

なお、企画提案書については、別紙1「企画提案書作成要領」を参照の上、必要事項を満たす資料を提出すること。

(5) 提出部数

(4)ア～ケを紙媒体で1部提出すること。また、ウについては別途CD等の記録媒体により提出すること。

7. 選定方法

(1) 審査体制及び審査方法

庁内関係部局の職員で組織する選定委員会を設置し、提出書類の審査を行う。また、提案者へのヒアリングを行い、別紙2「評価基準表」の評価項目に基づき企画提案内容の評価点を算出し、その合計点の最も高い事業者を最適提案者として選定する。ただし、合計点が満点の半分に満たない参加事業者については、契約の相手方の候補者とはしないものとする。

(2) システムデモ実施

提案者の提案システムのうち、選定委員会が評価を行うに当たりシステムデモが必要と判断したものについては、提案者に対してシステムデモを要請することがある。提案者は要請への対応可否を検討し、可能な場合はヒアリング審査前にシステムデモを実施すること。

(3) ヒアリング審査

選定委員会は、企画提案書等を基に企画提案の内容、履行能力及び意欲等を把握するために、必要に応じてヒアリングを実施することとする。

ア 開催日時は令和8年10月末頃とする。 ※時間・場所は、参加事業者に別途個別に通知する。

イ 1事業者につき20分以内とし、質疑応答と併せて40分程度とする。事業者の参加者数4名までとする。説明資料は提案書を使用することを原則とし、パソコンを使用する場合は提案者で準備すること。

(4) 提案者の失格

契約の相手方として決定するまでに、提案者が次のいずれかに該当する場合には失格とする。

ア 「5.企画競争に参加する者に必要な資格」の要件を満たさなくなった場合

イ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ 審査の公平性を害する行為があったと小樽市が認めた場合

エ 契約の履行が困難と認められるに至った場合

オ その他選定委員会が不適格と認めた場合

(5) 審査結果の通知

令和8年11月6日（金）午後5時（予定）

選定結果は、速やかに審査対象の全事業者に対して、書面により通知し、小樽市ホームページに掲載する。なお、選定結果及び選考の経過についての問合せ、異議申し立てに対しては応じない。

8. 契約手続等

最適提案者に選定された事業者を委託候補者とし、企画・提案内容を踏まえて契約締結の協議を行い、地方自治法第234条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとする。

また、契約締結後の辞退は原則認めないものとし、受託の辞退により小樽市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。

9. その他留意事項

(1) 本提案に係る諸経費等は、全て参加事業者の負担とする。

(2) 提出された書類等は返却しないものとする。

(3) 提出期限以後の書類の再提出、追加、差替は認めない。

(4) 提出された書類は、審査目的以外には使用しないものとする。

- (5) 提出された書類は、審査目的の範囲内で複製する場合がある。
- (6) 提出書類に含まれる著作物の著作権は、参加事業者に帰属するものとする。
- (7) 書類提出以後の参加辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いはしないものとする。
- (8) 本業務に関して、提案事業者が1者のみの場合であっても、選定委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。
- (9) 本企画提案において知り得た情報（周知の情報は除く。）は、本企画提案の目的以外に使用し又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、本企画提案への関わりがなくなった時点で、小樽市から配布された資料及びその他知り得た情報については、適切に破棄するものとする。

10. 問合せ・連絡先

小樽市総合政策部デジタル推進室 担当：小林

〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号（小樽市消防庁舎5階）

電話：0134-32-4111 内線 220

電子メール：digital-suisin@city.otaru.lg.jp